

与那国町職員の懲戒処分を行いましたので、与那国町職員の懲戒処分の指針（平成22年12月24日町長決裁）第3により公表します。

この度、与那国馬保存会の助成金の着服が発生し、3月18日付をもって1名の町職員を懲戒免職処分するとともに、指導監督不適正で上司1名を減給処分しました。
(下記資料)

全体の奉仕者として法を守るべき職員が、このような不祥事を起こし、町民の皆様
の信頼を大きく裏切ることになりましたことに対しまして、心からお詫び申し上げます。

このような事態が再び発生しないよう、再発防止策を講じ、管理体制を強化すると
ともに、職員の服務規律の確保と意識改革の徹底に万全を期す所存でございます。

皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くすことを申し上げ、お詫び致し
ます。

令和4年3月24日
与那国町長 糸数 健一



記

	職 種	事件概要	処分の内容	処分年月日
1	課長補佐	・令和元年7月11日～令和4年2月9日の間に与那国馬保存会事務局担当者として保管している預金通帳の口座から、同保存会の助成金を保存会会員へ振り込まず、着服していた。 また、過去2年間の事業実績報告書の提出にあたり JA おきなわ与那国支店への振り込み依頼受付印及び北牧場組合から組合員各管理者への助成金の支払い受領印がコピーし貼り付けされていた。	免職	令和4年3月18日
2	課長	・与那国町行政組織規則第9条により部下を指揮監督する立場にありながらこれを怠り、公共の利益のために全力を挙げて職務遂行する義務を怠った。	減給1カ月 (10分の1)	令和4年3月18日